

○みなかみ町道路占用料徴収条例

平成17年10月1日

条例第190号

改正 平成20年4月1日条例第13号

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号、以下「法」という。）第39条の規定に基づき、町が法第32条第1項又は第3項の規定による道路の占用（電線共同溝に係る占用にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第10条、第11条第1項又は第12条第1項に規定する電線共同溝の占用。以下「占用」という。）の許可を受けた者から徴収する道路の占用料（以下「占用料」という。）の額及び徴収方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(占用料の額)

第2条 占用料の額は、別表のとおりとする。

(占用料の徴収方法)

第3条 町長は、占用の許可をした日（電線共同溝に係る占用にあつては、電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が占用の許可をした日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日）から1箇月以内に、占用の期間（電線共同溝に係る占用にあつては、電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が占用の許可をした日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間。以下同じ。）に係る分の占用料を一括して、納入通知書により徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を5月31日までに徴収するものとする。

2 占用の期間が1年未満で、翌年度以降にわたる場合の占用料は、前項ただし書の規定にかかわらず、当該占用の許可をした年度に一括して徴収するものとする。

(占用料の減免)

第4条 町長は、次に掲げる占用物件に係る占用料については、これを減額し、又は免除することができる。

- (1) 道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第8号に掲げる応急仮設建築物
- (2) 法第35条に規定する事業（令第18条に規定するものを除く。）及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業に係るもの
- (3) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設
- (4) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件

(5) 街灯、公共の用に供する通路及び駐車場法（昭和32年法律第106号）第17条第1項に規定する都市計画として決定された路外駐車場

(6) 前各号に掲げるもののほか、別表に規定する額の占用料を徴収することが著しく不相当であると認められる占用物件で、町長が定めるもの

（平20条例13・一部改正）

（占用料の還付）

第5条 既に納付した占用料は、還付しない。ただし、法第71条第2項により許可を取り消したときは、その翌月以降の占用料は、還付することができる。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の月夜野町道路占用料徴収条例（昭和59年月夜野町条例第5号）、水上町道路占用料徴収条例（昭和55年水上町条例第10号）又は新治村道路占用料徴収条例（昭和63年新治村条例第17号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定により占用の許可を受けているものに係る占用料については、その占用期間が満了するまでの間、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成20年4月1日条例第13号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第2条、第4条関係）

（平20条例13・全改）

占用物件の種類	区分	単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	530円
	第2種電柱		820円
	第3種電柱		1,100円
	第1種電話柱		480円
	第2種電話柱		760円
	第3種電話柱		1,000円
	その他の柱類		48円
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1mにつき1年
	地下電線その他地下に設ける線類	3円	
		路上に設ける変圧器	1個につき1年

	地下に設ける変圧器		占用面積 1 m ² につき 1 年	290円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆 電話所		1 個につき 1 年	950円
	郵便差出箱			400円
	広告塔		表示面積 1 m ² につき 1 年	1,000円
	その他のもの		占用面積 1 m ² につき 1 年	950円
法第32条第 1 項第 2 号 に掲げる物 件	外径が0.07m未満のもの		長さ 1 mにつき 1 年	20円
	外径が0.07m以上0.10m未満のもの			29円
	外径が0.10m以上0.15m未満のもの			43円
	外径が0.15m以上0.20m未満のもの			57円
	外径が0.20m以上0.30m未満のもの			86円
	外径が0.30m以上0.40m未満のもの			110円
	外径が0.40m以上0.70m未満のもの			200円
	外径が0.70m以上1.00m未満のもの			290円
	外径が1.00m以上のもの			570円
法第32条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる施設			占用面積 1 m ² につき 1 年	950円
法第32条第 1 項第 5 号 に掲げる施 設	地下街及び地下室	階数が 1 のもの	占用面積 1 m ² につき 1 年	Aに0.004を 乗じて得た 額
		階数が 2 のもの		Aに0.006を 乗じて得た 額
		階数が 3 のもの		Aに0.008を 乗じて得た 額
	上空に設ける通路			510円
	地下に設ける通路			310円
	その他のもの			950円
法第32条第 1 項第 6 号 に掲げる施	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるも の		占用面積 1 m ² につき 1 日	10円
	その他のもの		占用面積 1 m ² につき	100円

設			1 箇月	
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1 m ² につき 1 箇月	100円
		その他のもの	表示面積 1 m ² につき 1 年	1,000円
	標識		1 本につき 1 年	760円
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1 本につき 1 日	10円
		その他のもの	1 本につき 1 箇月	100円
	幕（令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積 1 m ² につき 1 日	10円
		その他のもの	その面積 1 m ² につき 1 箇月	100円
	アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1 箇月	1,000円
		その他のもの		510円
	令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料			占有面積 1 m ² につき 1 箇月
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設			占有面積 1 m ² につき 1 箇月	95円

備考

- 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設

置する電線をいうものとする。

- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 5 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満である場合又はその期間に1年未満の端数がある場合は月割り（占用の期間に1箇月未満の端数があるときは、1箇月として計算する。）をもって計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1箇月未満である場合又はその期間に1箇月未満の端数がある場合は1箇月として計算するものとする。
- 8 7により算定した占用料の額が1件100円未満であるときは、100円に切り上げるものとする。